

31川こ子幼第11号
平成31年4月1日付
市長決裁

川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市における幼稚園教育の充実と振興を図るため、公益社団法人川崎市幼稚園協会（以下「協会」という。）に対する補助金の交付について、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定される私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）であって、川崎市内に設置され協会に加盟する幼稚園を、「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定される幼保連携型認定こども園であって、川崎市内に設置され協会に加盟する認定こども園をいう。

(補助の対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、協会とする。

2 協会は、前項の補助金に係る業務を自ら執行し、又は幼稚園及び認定こども園に配分することにより、次条の補助対象事業を実施するものとする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業、補助額の算定及び補助対象経費の範囲等は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(補助金額)

第5条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

(市内中小企業者への優先発注)

第6条 協会は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助対象事業に係る物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則第5条第2項にいう中小企業者をいう。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴取を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認

める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の交付申請)

第7条 協会は、この補助金を受けようとするときは、川崎市幼稚園協会事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、川崎市幼稚園協会事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により協会に通知するものとする。

2 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、前項の通知に理由を付して協会に通知するものとする。

3 市長は第1項の規定により補助金の交付を行わないことを決定したときは、その理由を付して川崎市幼稚園協会事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により協会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 協会は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けたときは、速やかに補助金交付の請求書を市長に提出しなければならない。

(幼稚園及び認定こども園の経理処理)

第10条 幼稚園及び認定こども園は、第3条第2項の規定による補助金の歳入科目を、市補助金収入に計上するものとする。

(補助金の変更・中止・廃止申請)

第11条 協会は、補助金の交付決定を受けたのち、事業計画書の事業内容及び経費配分等に変更や事業を中止又は廃止する場合においては、川崎市幼稚園協会事業補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式。以下「承認申請書」という。)により、市長に承認を受けるものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支変更予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、川崎市幼稚園協会事業補助金に係る事業の変更承認決定通知書（第5号様式）を協会に通知するものとする。

（実績報告書等の提出）

第12条 協会は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、川崎市幼稚園協会事業補助金実績報告書（第6号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 発注実績報告書
- (4) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 協会は、前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

4 協会は、市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は協会に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

5 協会は、第2項第4号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第6条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴取し難い事由がある場合に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項及び第11条

第3項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその額を返還させるものとする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、第12条に規定する報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認したうえで、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市幼稚園協会事業補助金補助事業交付確定通知書(第7号様式)により、協会へ通知するものとする。

(証拠書類の整備)

第16条 協会、幼稚園及び認定こども園は、補助事業に係る収支に関する帳簿等の証拠書類を整備し、これらの書類を補助事業年度の翌年度より5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力義務)

第17条 協会、幼稚園及び認定こども園は、補助金交付申請書及び事業計画書等の関係書類に記載した補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱(平成20年4月1日付20川市こ企第17号 市長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(2川こ子幼第21号 令和2年6月30日局長決裁)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(2川こ子幼第89号 令和3年2月24日市長決裁)

(預かり保育事業の預かり保育実施日数における特例措置)

2 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策により、臨時休園又は分散登園を行い、預かり保育を実施できなかった場合、別表第1(第4条関係)3預かり保育事業に規定する「預かり保育実施日数」に、当該期間における預かり保育計画日を含めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(3川こ子幼第107号 令和4年1月6日市長決裁)

(預かり保育事業の預かり保育実施日数における特例措置)

2 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策により、臨時休園又は分散登園を行い、預かり保育を実施できなかった場合、別表第1(第4条関係)3預かり保育事業に規定する「預かり保育実施日数」に、当該期間における預かり保育計画日を含めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(4川こ子幼第298号 令和4年11月1日市長決裁)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(4川こ子幼第697号 令和5年3月31日市長決裁)

(政令指定都市私立幼稚園団体協議会川崎大会の開催に伴う特例)

2 別表に定める補助事業に係る規定の適用について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、次の規定を追加するものとする。

別表第1

事業項目	事業内容	補助の範囲等
政令指定都市私立幼稚園団体協議会川崎大会運営事業	政令指定都市私立幼稚園団体協議会の開催に必要な経費の一部を補助する。	第3条第2項の規定により協会が受領する補助金額は1,000,000円で、補助対象経費は別表第2のとおりとする。

別表第2

事業項目	補助対象経費となるもの	
	共通項目	事業別項目
政令指定都市私立幼稚園団体協議会川崎大会運営事業	① 講師謝礼（講師1回当たりの限度額は別表第3のとおりとする。） ② 研修会等会場借上料（駐車場代を含む。） ③ 研修保険料 ④ 垂れ幕 ⑤ 研究・研修に係る印刷代（報告書・要項・リーフレット等） ⑥ 複写費 ⑦ 郵送料 ⑧ 事務用消耗品費 ⑨ 研修材料費 ⑩ ホームページ維持管理費（サーバー料を含む。） ⑪ その他、社会通念上必要と認められる経費	—

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（5川こ保幼第75号 令和5年5月15日市長決裁）

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(5川こ保幼第302号 令和5年8月23日市長決裁)

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

(5川こ保幼第628号 令和6年2月22日市長決裁)

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(6川こ保幼第62号 令和6年6月14日市長決裁)

別表第1（第4条関係）

事業項目	事業内容	補助の範囲等																																
1 幼稚園教育 充実振興 事業	幼稚園及び認定こども園の教育内容の充実と園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園の教材教具等の購入にあたり、必要な経費の一部を補助する。	<p>子ども・子育て支援法第27条第1項により確認を受けた特定教育・保育施設は対象外とする。</p> <p>(1) 第3条第2項の規定により幼稚園及び認定こども園が受領する補助金の額は、次に掲げる幼稚園割及び学級数割の該当区分に応じて算出するものとし、補助の対象となる経費は、国及び県の補助事業に要する経費を除き、補助対象経費に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="876 580 1378 887"> <thead> <tr> <th colspan="2">幼稚園割</th> </tr> <tr> <th>1園当たりの在園児数 ※</th> <th>1園当たりの補助単価 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100人以下</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>101人～200人</td> <td>1,600,000円</td> </tr> <tr> <td>201人～300人</td> <td>1,400,000円</td> </tr> <tr> <td>301人～400人</td> <td>1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>401人以上</td> <td>1,200,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1園あたりの在園児数は、5月1日現在の在園児数を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="876 1028 1378 1137"> <thead> <tr> <th>学級数割</th> </tr> <tr> <th>1学級当たりの補助単価(限度額)※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学級数割は、5月1日現在の実学級数を乗じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="876 1279 1378 1870"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 教材教具等消耗品費</td></tr> <tr><td>(2) 光熱水費</td></tr> <tr><td>(3) 修繕費</td></tr> <tr><td>(4) 通信費</td></tr> <tr><td>(5) 印刷製本費(広報に係るものを除く。)</td></tr> <tr><td>(6) 園バス燃料費</td></tr> <tr><td>(7) 安全・施設整備維持に係る委託費</td></tr> <tr><td>(8) 賃借料</td></tr> <tr><td>(9) 保健衛生費</td></tr> <tr><td>(10) 行事費</td></tr> <tr><td>(11) 教育研究機器備品費</td></tr> <tr><td>(12) 図書購入費</td></tr> <tr><td>(13) 臨時・非常勤職員経費</td></tr> <tr><td>(14) その他、必要と認められる経費</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助金を受領した幼稚園及び認定こども園は、事業年度終了後、その用途に係る報告書を作成し、協会に提出するものとする。</p>	幼稚園割		1園当たりの在園児数 ※	1園当たりの補助単価 (限度額)	100人以下	1,800,000円	101人～200人	1,600,000円	201人～300人	1,400,000円	301人～400人	1,300,000円	401人以上	1,200,000円	学級数割	1学級当たりの補助単価(限度額)※	50,000円	補助対象経費	(1) 教材教具等消耗品費	(2) 光熱水費	(3) 修繕費	(4) 通信費	(5) 印刷製本費(広報に係るものを除く。)	(6) 園バス燃料費	(7) 安全・施設整備維持に係る委託費	(8) 賃借料	(9) 保健衛生費	(10) 行事費	(11) 教育研究機器備品費	(12) 図書購入費	(13) 臨時・非常勤職員経費	(14) その他、必要と認められる経費
幼稚園割																																		
1園当たりの在園児数 ※	1園当たりの補助単価 (限度額)																																	
100人以下	1,800,000円																																	
101人～200人	1,600,000円																																	
201人～300人	1,400,000円																																	
301人～400人	1,300,000円																																	
401人以上	1,200,000円																																	
学級数割																																		
1学級当たりの補助単価(限度額)※																																		
50,000円																																		
補助対象経費																																		
(1) 教材教具等消耗品費																																		
(2) 光熱水費																																		
(3) 修繕費																																		
(4) 通信費																																		
(5) 印刷製本費(広報に係るものを除く。)																																		
(6) 園バス燃料費																																		
(7) 安全・施設整備維持に係る委託費																																		
(8) 賃借料																																		
(9) 保健衛生費																																		
(10) 行事費																																		
(11) 教育研究機器備品費																																		
(12) 図書購入費																																		
(13) 臨時・非常勤職員経費																																		
(14) その他、必要と認められる経費																																		

事業項目	事業内容	補助の範囲等														
2 特別支援教育研究研修事業	幼稚園及び認定こども園に支援を要する幼児を積極的に受け入れ、特別支援教育に係る調査・研究及び教育実践を促進するため、必要な経費の一部を補助する。	<p>第3条第2項の規定により幼稚園及び認定こども園が受領する補助金の額は、次に掲げる該当園児割及び指定園割により算出するものとし、協会が受領する補助金の額は研究及び教員研修のとおりとし、補助の対象となる経費は別表第2のとおりとする。（子ども・子育て支援法第27条第1項により確認を受けた特定教育・保育施設は対象外とする。ただし、指定園割については、この限りでない。）</p> <p>(1) 該当園児割</p> <p>ア 国又は県の補助対象となる者 補助単価170,000円を限度として、国又は県の補助対象となる園児数を乗じた額とする。</p> <p>イ 国又は県の補助対象とならない者 補助単価210,000円を限度として、国又は県の補助対象とならない者で、協会に設置される特別支援教育対象児認定委員会により認定された園児数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 指定園割 補助単価170,000円を限度として、特別支援教育対象児認定委員会に研究指定を受けた園数を乗じた額とする。</p> <p>(3) 研究及び教員研修 補助金額は7,225,000円とする。</p>														
3 預かり保育事業	地域における子育て支援を推進するため、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後において預かり保育を実施している園を対象に、必要な経費の一部を補助する。	<p>第3条第2項の規定により幼稚園及び認定こども園が受領する補助金は実施園（1日に2時間以上の預かり保育を継続的に実施し、協会理事会で適当と認められた幼稚園及び認定こども園をいう。）割とし、補助金の額は、預かり保育実施日数の区分に応じ、次表のとおりとする。（子ども・子育て支援法第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施する「幼稚園型一時預かり事業」を受託した園は対象外とする。）</p> <table border="1" data-bbox="775 1496 1465 1727"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="775 1496 1465 1529">実施園割</th> </tr> <tr> <th data-bbox="775 1529 1123 1563">預かり保育実施日数</th> <th data-bbox="1123 1529 1465 1563">1園あたりの補助単価（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="775 1563 1123 1597">100～150日以下</td> <td data-bbox="1123 1563 1465 1597">130,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1597 1123 1630">151日～200日</td> <td data-bbox="1123 1597 1465 1630">150,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1630 1123 1664">201日以上</td> <td data-bbox="1123 1630 1465 1664">170,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1664 1123 1697">18時半以降実施（上乘せ分）</td> <td data-bbox="1123 1664 1465 1697">125,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1697 1123 1727">7時半以前実施（上乘せ分）</td> <td data-bbox="1123 1697 1465 1727">125,000円</td> </tr> </tbody> </table>	実施園割		預かり保育実施日数	1園あたりの補助単価（限度額）	100～150日以下	130,000円	151日～200日	150,000円	201日以上	170,000円	18時半以降実施（上乘せ分）	125,000円	7時半以前実施（上乘せ分）	125,000円
実施園割																
預かり保育実施日数	1園あたりの補助単価（限度額）															
100～150日以下	130,000円															
151日～200日	150,000円															
201日以上	170,000円															
18時半以降実施（上乘せ分）	125,000円															
7時半以前実施（上乘せ分）	125,000円															

事業項目	事業内容	補助の範囲等						
4 子育て支援事業	地域連携を促進するため、園庭開放や未就園児への体験保育、子育て相談等、地域の保護者に広く子育て支援事業を提供する園を対象に、必要な経費の一部を補助する。	<p>第3条第2項の規定により幼稚園及び認定こども園が受領する補助金は実施園割とし、1園あたりの補助単価は50,000円を限度とし、補助対象事業は、次に掲げる地域連携を促進する事業とする。</p> <table border="1" data-bbox="775 353 1465 551"> <thead> <tr> <th data-bbox="775 353 1465 387">補助対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="775 387 1465 421">(1) 未就園児に対する事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 421 1465 454">(2) 園地・園舎開放事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 454 1465 488">(3) 子育て相談・幼児教育相談事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 488 1465 521">(4) 子育てに関するセミナー、研修会、講演会等の開催事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 521 1465 551">(5) 地域との交流・連携・情報交換事業など</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	(1) 未就園児に対する事業	(2) 園地・園舎開放事業	(3) 子育て相談・幼児教育相談事業	(4) 子育てに関するセミナー、研修会、講演会等の開催事業	(5) 地域との交流・連携・情報交換事業など
補助対象事業								
(1) 未就園児に対する事業								
(2) 園地・園舎開放事業								
(3) 子育て相談・幼児教育相談事業								
(4) 子育てに関するセミナー、研修会、講演会等の開催事業								
(5) 地域との交流・連携・情報交換事業など								
5 父母教育研修事業 (子育てセミナー)	幼児期の家庭における教育の充実を図るため、子育てをしている父母を対象に、子育てに関するセミナーを実施するにあたり、必要な経費の一部を補助する。	第3条第2項の規定により協会が受領する補助金額は1,359,000円で、補助対象経費は別表第2のとおりとする。						
6 幼稚園教育研修研究事業	幼稚園及び認定こども園の教職員の質的向上を図り、保育指導や技術向上のために行う研修研究事業の実施にあたり、必要な経費の一部を補助する。	第3条第2項の規定により協会が受領する補助金額は8,817,000円で、補助対象経費は別表第2のとおりとする。						
7 園児健康安全事業	幼稚園及び認定こども園の在園児の健康管理のため、尿検査に係る、必要な経費の一部を補助する。	第3条第2項の規定により幼稚園及び認定こども園が受領する補助金は園児割とし、補助単価は192円を限度として、尿検査を受診した園児数を乗じた額とする。(子ども・子育て支援法第27条第1項により確認を受けた特定教育・保育施設は対象外とする。)						
8 園児健康診断事業	幼稚園及び認定こども園の在園児の健やかな成長を確認するため、定期健康診断に係る、必要な経費の一部を補助する。	第3条第2項の規定により幼稚園及び認定こども園が受領する補助金は幼稚園割とし、補助単価は40,000円を限度(認定こども園(幼稚園型認定こども園を含む。))は補助単価に実施回数に乗じた金額とし、120,000円を上限とする。)として、園児の定期健康診断に係る経費のうち嘱託医に対する報酬を補助するものとする。						
9 幼稚園教諭人材確保事業	幼稚園及び認定こども園において、適正な運営を行うのに必要な人材を確保するために、就職説明会等を実施するにあたり、必要な経費の一部を補助する。	第3条第2項の規定により協会が受領する補助金額は1,800,000円で、補助対象経費は別表第2のとおりとする。						

別表第2（第4条関係）

事業項目	補助対象経費となるもの	
	共通項目	事業別項目
特別支援教育 研究研修事業	① 講師謝礼（講師1回当たりの 限度額は別表第3のとおりとす る。） ② 研修会等会場借上料（駐車場 代を含む。） ③ 研修保険料 ④ 垂れ幕 ⑤ 研究・研修に係る印刷代 （報告書・要項・リーフレット 等） ⑥ 複写費 ⑦ 郵送料 ⑧ 事務用消耗品費 ⑨ 研修材料費 ⑩ ホームページ維持管理費（サ ーバー料を含む。） ⑪ その他、社会通念上必要と認 められる経費	①特別支援教育研究研修事業 相談室アドバイザー（統 合保育指導援助）に対する 交通費を含めた人件費 （相談室アドバイザーを講 師として、研修を行う場合 の講師謝礼の限度額は別表 第3のとおりとする。）
父母教育研修事業 （子育てセミナー）		—
幼稚園教育研究研修事業		②幼稚園教育研究研修事業 夏期宿泊研修参加補助 1園当たり2人まで（1 人単価12,000円を限 度とする。）
幼稚園教諭人材確保事業		—

別表第3（第4条関係）

幼稚園協会 川崎市補助金対象講師謝礼基準

1回当たりの限度額（1回とは、研修時間が2時間以上4時間以下とする。）

金額	講師種別
120,000円	夏期宿泊研修会全体会講師・幼児教育研修大会全体会講師
70,000円	夏期宿泊研修会分科会講師・幼児教育研修大会分科会講師・5月新任研修会講師・子育てセミナー（対象者100名以上）講師
45,000円	その他研修講師 （大学教授・文部科学省視学官・国立教育政策研究所部長・公務員部長・民間部長・所長・館長・医師・弁護士・その他部長級等）
43,000円	その他研修講師 （文部科学省調査官・国立教育政策研究所課長（総括研究官）・公務員課長・民間課長等）
40,000円	その他研修講師（大学准教授・大学講師A（元教授・専任）等）
35,000円	大学講師B（非常勤）・文部科学省係長・市外校長・教頭・市外指導主事（元・現）・公務員係長・民間係長・国家資格取得者・臨床心理士等
33,000円	大学助教・学芸員・市内元校長・元教頭等
30,000円	教諭（元・現）・企業専門職等

なお、遠隔地から講師を招聘する場合等において、その往復分の交通費実費相当額を加算することができる。

特別支援教育研修事業における相談室アドバイザーによる統合保育指導援助に対する謝礼基準

1日当たりの限度額

金額	内容
19,000円	特に高度の見識と専門的知識を必要とするもの。

(第1号様式)

年度川崎市幼稚園協会事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名

川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

1 申請額

金 _____ 円

2 申請額の算出方法

(別紙) 交付申請額算出内訳表

(第2号様式)

川崎市指令こ子幼第 号

住 所

法 人 名

代表者名

川崎市幼稚園協会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度川崎市幼稚園協会事業補助金について、川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川 崎 市 長

補助金交付条件

(第3号様式)

川崎市指令こ子幼第 号

住 所

法 人 名

代表者名

川崎市幼稚園協会事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度川崎市幼稚園協会事業補助金については、次のとおり不交付と決定しましたので、川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、通知します。

(交付しない理由)

年 月 日

川 崎 市 長

(第4号様式)

年度川崎市幼稚園協会事業補助金に係る事業の変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所
法人名
代表者名

川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の変更理由
- 2 事業の変更年月日
- 3 その他添付書類

(第5号様式)

年度川崎市幼稚園協会事業補助金に係る事業の変更承認決定通知書

年 月 日 号

様

川崎市長

年 月 日付け 第 号で申請のありました川崎市幼稚園協会事業補助金に係る事業の変更承認について、次のとおり決定しましたので、川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、通知します。

1 決定内容

2 承認の条件

(第6号様式)

年度川崎市幼稚園協会事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた川崎市幼稚園協会事業補助金に係る補助事業について、川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり、報告します。

1 事業実績

2 その他添付書類

交付要綱第12条第2項の規定に基づく添付書類

(第7号様式)

年度川崎市幼稚園協会事業補助金補助事業交付確定通知書

年 月 日

様

川崎市長

年 月 日付け 第 号で申請がありました 年度川崎市
幼稚園協会事業補助金については、次のとおり確定しましたので、川崎市幼稚園協会事業
補助金交付要綱第15条の規定に基づき、通知します。

1 交付確定額